

令和8年6月1日から



## 入院中のお食事代が変わります



今回の改定は、国が定める基準（食事療養標準負担額）の見直しによるものです。

食材費・光熱費等の高騰を踏まえ、全国の医療機関で一律に変更されます。

ご自分の区分をご確認ください（金額はいずれも1食あたり）

| 対象となる方            | これまで | 6月1日から      |
|-------------------|------|-------------|
| 一般の方（住民税 課税世帯）    | 510円 | <b>550円</b> |
| 住民税非課税世帯（入院90日まで） | 230円 | <b>270円</b> |
| 住民税非課税世帯（入院90日超）  | 180円 | <b>220円</b> |
| 70歳以上で低所得Ⅰの方      | 110円 | <b>130円</b> |
| 指定難病・小児慢性特定疾病の方   | 300円 | <b>330円</b> |



**住民税非課税世帯の方は、食事代が軽減されます**

「限度額適用・標準負担額減額認定証」またはマイナ保険証のご提示で、上の表の金額が適用されます。

お持ちの方は、入院窓口へお申し出ください。

掲示日：令和 8 年 6 月 1 日



ご不明な点はお気軽に

1F 医事課 入院窓口



2F 医療相談室